

事務連絡
令和2年3月4日

各 指定都市難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

日頃より難病対策の推進につきましては、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合がございます。

つきましては、そのような場合においても、患者への必要な医療の確保に万全を期す観点から、別紙1のとおり、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該患者に係る公費負担医療の請求等については、別紙2のとおり取扱われるようお願いいたします。

この取扱いについて御了知の上、適切にご対応をお願いいたします。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において、受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(2) 特定疾患治療研究事業

緊急の場合は、医療機関において、特定疾患治療研究事業の受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(2) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。